

東京都調理師会定款

調理師法（昭和 33. 5. 10 法 147）

第 1 条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事するものの資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって国民の食生活の向上に資することを目的とする。

第一章 総 則

（目 的）

第 1 条 本会は調理師の職業道德の涵養、技術の研鑽、資質の向上と相互の親睦を図り、併せて食品による健康被害の防止、生活習慣病の予防、食育運動の推進等、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

（名称及び事務所）

第 2 条 本会は社団法人・日本調理師会に所属する特定非営利活動法人・食の安全を守る会東京支所 東京都調理師会と称し、事務所は東京都台東区柳橋 1 丁目 10 番地 12 と千葉連絡事務所を千葉市花見川区南花園 2-2-13 アバンティラそうみえん 1F に置く。

第二章 事 業

（事 業）

第 3 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

1. 食の安全を考えることの国民的理解の啓発に関すること
 - ・ 国民への食の安全に関する講習会
 - ・ 国民への食の安全に関する専門知識をもった「指導員」の育成講習会
 - ・ 食の安全に関するホームページの開設
 - ・ 当会の趣旨に添った他団体事業の参画に関すること
 - ・ その他、当会の目的達成のための必要な事業

第三章 会 員

（構 成）

第 4 条 本会は正会員(本部、支部)及び準会員、特別会員をもって組織する。

(資 格)

第5条 正会員（本部、支部）とは、調理師免許を有する者、準会員とは免許未取得者であるが本会の趣旨に賛同する者、特別会員とは、当会の事業に賛同する個人又は、団体の理事会の承認を得た者を云う。会員が、営業施設で従事する場合は、調理師の掲示（当会認証）をしなくてはならない。会員の認証は2年に1度の更新とする。

(加 入)

第6条

- 1 本会の会員になるには前条の資格（準会員、特別会員を含む）を有し加入申込書に所定の事項を記入の上、会費を添えて提出するものとする。ただし支部会員は所属団体長を経由し規定の手続きをもって届けるものとする。
- 2 本会は加入申込書を受理したときは、理事会の承認を経て会員名簿に記載する。

(退 会)

第7条 会員は次の事由によって退会する。

1. 正会員、準会員、特別会員の資格の喪失
2. 死亡又は退会する旨の届出があったとき
3. 除名処分を受けた者

(除 名)

第8条 会員が次の各項に該当する事項が一つでもあった場合は、理事会の決議によって除名することができる。

1. 本会員として名誉を著しく棄損した場合
2. 会費納入の義務を履行しない場合
(非除名者は理事会に出席し理由を述べることができる。)

(資格喪失)

第9条 会員は退会又は除名によりその資格を失う。ただしこの場合において既納の会費は返還しない。

第四章 会 議

(総会及び臨時総会)

第10条 総会は通常総会及び臨時総会とし、下記に掲げる通り開催する。

1. 通常総会は会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集し、理事及び代議員を以って構成する。代議員は会員20名につき1名とする。
2. 臨時総会は会長及び理事の過半数が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上から会議の目的事項を示して開催、請求もあった場合に会長が招集する。
3. 総会は理事及び代議員（委任状も含む）の3分の2以上の出席を以って成立する。
4. 総会を招集する時は会員に対し開会の日から7日以前に会議の目的となる事項及び日時、場所を示した招集の通知状を発送しなければならない。

（討議事項）

第11条 通常総会において次に掲げる事項を討議する。

1. 前年度事業報告並びに決算報告
2. 今年度事業計画並びに収支予算
3. 役員を選出及び解任
4. 会則の改正
5. その他必要と認めた事項

（総会の議決）

第12条 総会の議決は出席者の議決権（委任状も含む）の過半数で議決する。

（議 長）

第13条 総会の議長は会長が委嘱し、議長は適任者に議事録を依頼し、署名、捺印する。

（常任理事会及び理事会）

第14条

- 1 常任理事会は会則に定めるものの他会長を補佐し、重要な事項を決議し、理事会に提出する。又総会時に議長より選考委員を設定される場合はその任にあたる。
- 2 理事会は、常任理事より総会に提出すべきすべての事項を審議し議決する。

第15条 会長は理事の過半数の要求があった場合には、理事会を招集し

なければならない。

(委員会)

第 16 条 本会は事業達成の為、必要に応じて既定役員の他各部門に委員会を設け諮問機関とすることができる。

(付則事項)

第 17 条 第 11 条に掲げる事項以外の付則等については理事会の決議を経て決定することができる。

第五章 役員

(役員)

第 18 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名 副会長 5 名 常任理事 若干名 理事
30 名 会計理事 2 名 監査 2 名

(役員の仕事)

第 19 条 役員の仕事は次の通りとする

1. 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 常任理事及び理事は、会長の意図により会の運営及び発展に尽力しなければならない。
4. 会計理事は会計事務を司る。
5. 監事は会計及び会務の監査を行う。

(役員を選出及び任期)

第 20 条 役員を選出は次の通りとする。

1. 会長は、総会において原則として理事及び代議員の公選により選出する。但し議長が、必要と認めた場合選考委員を指名し、選出することができる。
2. 副会長は、総会において選出し会長が委嘱する。
3. 常任理事は、理事の中より正副会長の互選により選出し会長が委嘱する。
4. 理事は、正会員（本部、支部）の代表が就任する。但し会長が必要と認めた場合は、増員する事が出来る。

5. 会計は、理事の中から互選により選出し会長が委嘱する。監査は、総会において選出する。

(任 期)

第 21 条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し補欠によって役員に就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役、参与)

第 22 条 本会に顧問及び相談役、参与をおくことができる。

顧問及び相談役、参与は、学識経験者並びに、本会の事業に協力された者について会長が、理事会の承認を得て委嘱する。

顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

(参 与)

第 23 条 参与は、本会の重要な事項に付いて会議に出席して意見を述べる事が出来る。ただし会議の決議には加わる事は出来ない。

第六章 会 計

(会 計)

第 24 条 本会の会計は下に掲げる収入によってまかなう。

1. 正会員、準会員及び特別会員の会費
2. 寄付金その他の収入
3. 慶弔金に関する規定は別添に定める

第 25 条 前条の金額については、総会において決定し、本部会員は原則として振込入金とし、支部会員は支部一括納金とする。

(臨時収入)

第 26 条 本会は臨時経費を必要とするときは、理事会の決議により、会員から徴収することができる。

(特別会計)

第 27 条 特別開催の事業等は、特別会計を組み、取扱いについては、一般会計と区分する。

(会計年度)

第 28 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第七章 表 彰

(表 彰)

第 29 条 本会の発展に、特に尽力された会員に対して、理事会の決議を経て、総会に於いて東京都調理師会表彰規定に基づき表彰することができる。本会則は平成 21 年 9 月 1 日より実施する。

第八章 雑 則

第 30 条 本定款施行について必要な細則は、(社)日本調理師会の定款に準ずる。

附 則

本定款は平成 22 年 3 月 3 日より施行する。